

令和7年度答申第1号  
令和7年10月17日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市行政不服等審査会  
会長 松本 和彦

## 答申書

令和7年9月4日付け高総法第452号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮問件名	高槻市情報公開条例の一部改正について
関係規定	高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第4号及び 高槻市行政不服等審査会規則第2条
業務名	情報公開制度に係る公文書の公開義務
諮問課	総務部 法務ガバナンス室
審議日	令和7年9月12日
審議結果	承認

### 内 容

#### 1 諒問の経緯

高槻市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号ただし書ウについて、現行では、公務員の個人情報が職務遂行情報であるときは、当該情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、原則公開しており、例外的に公務員の個人の権利、利益が不当に害されるおそれがある場合、氏名については非公開とする規定になっている。

昨今、高槻市（以下「市」という。）において、公文書公開請求等で、市が公開した公文書をインターネット上にアップロードし、公文書に記載された職員を名指しで批判する事例が発生している。

市が保有する情報の公開を図ることにより、市民への説明責任を果たす必要がある一方で、公文書の公開を受けた者による当該文書の利用方法によっては、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあることから、職員個人の権利、利益が不当に害される事態を防止し、公務に従事できる勤務環境を確保するため、公務員の氏名の公開に関する条例の一部改正について、高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第4号及び高槻市行政不服等審査会規則第2条に関する事項として、当審査会に諮問されたものである。

市においては、課長級以上の職員の人事異動について毎年度ホームページで公表していることから、これら職員の氏名は、条例第6条第1項第1号ただし書アで規定されている「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、これまでどおり原則公開することとし、また、市長、副市長、附属機関の委員といつ

た特別職の職員の氏名についても同号ただし書アの規定により原則公開とするものである。

## 2 審議の内容及び結果

近年、SNS等の利用が一般化したことで、情報公開制度等により取得した公文書の不適切な利用が確認されており、このままでは職員の私生活を脅かすだけでなく、職務の遂行に支障を生じさせ、市民サービスにも問題が起きかねないことから、公務員の氏名を原則非公開にしようとする判断自体には合理性があると言える。

一方で、市が担っている業務の多くは公益性が高いものであり、身元を明かした職員が責任を持つことで、初めて市民から信頼が得られるものであるから、条例を改正することで職員の氏名が非公開となつてもなお、責任の所在を確認及び検証することができる体制を保つべきであり、そのための仕組みづくりと、体制に対する市民の理解を得ることが望まれる。

これについて、市においては、課長級以上の職員の人事異動について毎年度ホームページで公表していることから、これらの職にある者の氏名は、条例第6条第1項第1号ただし書アで規定されている「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、これまでどおり公開することとし、また、市長、副市長、附属機関の委員といった特別職の職員の氏名についても同号ただし書アの規定により公開することを予定していることから、今般の条例の一部改正については問題ないものと考えられる。引き続き、職員の氏名を非公開としても、提供するサービスについて市が説明を果たすことができ、市民がその責任の所在を検証できる仕組みについて、情報公開制度を含めた大きな枠組みとして検討されたい。

以上から、当審査会は、諮問のあった条例の一部改正について承認する。